3824.81 ～ 3824.83		［略］			3824.81 ～ 3824.83		［同左］		
3824.84	000	――アルドリン（ＩＳＯ）、カンフェクロル（ＩＳＯ）（トキサフェン）、クロルデン（ＩＳＯ）、クロルデコン（ＩＳＯ）、ＤＤＴ（ＩＳＯ）(クロフェノタン（ＩＮＮ）、１・１・１－トリクロロ－２・２－ビス（パラ－クロロフェニル）エタン)、ディルドリン（ＩＳＯ、ＩＮＮ）、エンドスルファン（ＩＳＯ）、エンドリン（ＩＳＯ）、ヘプタクロル（ＩＳＯ）又はマイレックス（ＩＳＯ）を含有するもの		ＫＧ			［新規］		
3824.85	000	――１・２・３・４・５・６－ヘキサクロロシクロヘキサン（ＨＣＨ（ＩＳＯ））(リンデン（ＩＳＯ、ＩＮＮ）を含む。)を含有するもの		ＫＧ			［新規］		
3824.86	000	――ペンタクロロベンゼン（ＩＳＯ）又はヘキサクロロベンゼン（ＩＳＯ）を含有するもの		ＫＧ			［新規］		
3824.87	000	――ペルフルオロオクタンスルホン酸若しくはその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド又はペルフルオロオクタンスルホニルフルオリドを含有するもの		ＫＧ			［新規］		
3824.88	000	――テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテル又はオクタブロモジフェニルエーテルを含有するもの		ＫＧ			［新規］		
		－その他のもの			3824.90		－その他のもの		
3824.91	000	――主として（５－エチル－２－メチル－２－オキシド－１・３・２－ジオキサホスフィナン－５－イル）メチルメチルメチルホスホネート及びビス［(５－エチル－２－メチル－２－オキシド－１・３・２－ジオキサホスフィナン－５－イル)メチル］メチルホスホネートから成る混合物及び調製品		ＫＧ		100	――小売用の容器入りにした修正液	ＮＯ	ＫＧ
3824.99		――その他のもの				900	――その他のもの		ＫＧ
	010	――――小売用の容器入りにした修正液	ＮＯ	ＫＧ					
	090	――――その他のもの		ＫＧ					
38.25		［略］			38.25		［同左］		
38.26		［略］			38.26		［同左］		

［略］

第39類　プラスチック及びその製品

注

1　［略］

2　この類には、次の物品を含まない。

(a)～(y)　［略］

(z)　第96類の物品（例えば、ブラシ、ボタン、スライドファスナー、くし、喫煙用パイプの吸い口及び柄、シガレットホルダー類、魔法瓶その他これに類する容器の部分品、ペン、シャープペンシル並びに一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品）

3～11　［略］

［同左］

第39類　プラスチック及びその製品

注

1　［同左］

2　この類には、次の物品を含まない。

(a)～(y)　［同左］

(z)　第96類の物品（例えば、ブラシ、ボタン、スライドファスナー、くし、喫煙用パイプの吸い口及び柄、シガレットホルダー類、魔法瓶その他これに類する容器の部分品、ペン並びにシャープペンシル）

3～11　［同左］